

# 第69回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染予防のため、本年は株主総会ご出席の方へのお土産は配布いたしません。  
あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

議決権行使については、可能な限り書面（郵送）またはインターネットによる事前行使をご検討ください。

【議決権行使期限】2020年6月24日（水）午後5時30分（到着分または入力完了分）まで

なお、本総会の運営方針につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/2676/>



## 開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時  
開場 午前9時

## 開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ  
ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

## 目次

ごあいさつ	1
<b>招集ご通知</b>	
第69回定時株主総会招集ご通知	2
<b>(添付書類)</b>	
<b>事業報告</b>	6
<b>連結計算書類</b>	26
<b>計算書類</b>	37
<b>監査報告</b>	45
<b>株主総会参考書類</b>	
第1号議案 剰余金の処分の件	51
第2号議案 取締役6名選任の件	52
第3号議案 監査役1名選任の件	56
第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件	57

## ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第69回定時株主総会を2020年6月25日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第69期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

本年は新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大の年となりましたが、株主の皆様におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただきますとともに、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月



代表取締役社長

井出尊信

(証券コード 2676)  
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目6番1号  
高千穂 交 易 株 式 会 社  
代表取締役社長 井 出 尊 信

## 第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、2020年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日(木曜日)午前10時(開場午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1.第69期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2.第69期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案：剰余金の処分の件  
第2号議案：取締役6名選任の件  
第3号議案：監査役1名選任の件  
第4号議案：当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。
  - ◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。
  - ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

当社ウェブサイト：<https://www.takachiho-kk.co.jp/>

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2020年6月24日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

- ※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2020年6月25日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）

# インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック



③ 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

※ 操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
フリーダイヤル 0120-173-027（9：00～21：00、通話料無料）

(添付書類)

## 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資の緩やかな増加傾向や雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しなどを背景に緩やかな回復基調でありましたが、2020年1月以降、急拡大している新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により、景気は急激に悪化しております。先行きについても、世界的に拡大している感染症の影響により、国内外の経済活動が停滞している状況において、景気がさらに下振れするリスク等を注視する必要があります。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にありますが、新たな成長を見据え付加価値による競争力強化と収益力向上及びグローバルビジネス拡大や新規ビジネスによる収益基盤の創出を図っております。

具体的には、システムセグメントでは、主要商品である商品監視システムや入退室管理システムの付加価値強化、クラウド型無線LANの販売強化、RFIDシステム、省人化システムなどのリテールソリューション等の新たな市場開拓、またタイ及びASEAN諸国において展開する高度防火システム事業の拡大を図っております。

他方、デバイスセグメントでは、電子事業においては主に通信インフラ市場やオートモティブ市場への拡販、また産機事業では従来のATM向け機構部品に加え、北米、ASEAN諸国、中国への住宅設備向け機構部品の販売、国内外における自動車内装部品市場の開拓などに注力しております。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高は、システムセグメントの企業向け入退室システムやデバイスセグメントの電子事業の販売などを中心に好調に推移しておりましたが、2020年1月以降新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、一部製品の調達や移動制限に伴って営業活動に支障が出ている状況となっており、また、グローバル事業が第4四半期連結会計期間に減速したことなどから、前期比3.6%増の206億16百万円に留まりました。

損益につきましては、上記理由により、営業利益は前期比20.4%減の7億88百万円、経常利益は前期比18.5%減の8億85百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、のれん等の減損損失を計上したことなどにより、前期比61.2%減の1億90百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

**【売上高の内訳】**

セグメント区分／商品類		当期売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
システム	リテールソリューション	3,464	16.8	△251	△6.8
	オフィスソリューション	3,824	18.6	223	6.2
	グ ロ ー バ ル	3,153	15.3	△66	△2.1
	サービス&サポート	2,122	10.3	206	10.8
計		12,564	60.9	112	0.9
デバイス	電 子	3,673	17.8	354	10.7
	産 機	4,377	21.2	254	6.2
計		8,051	39.1	609	8.2
合 計		20,616	100.0	721	3.6

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。  
2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

※当連結会計年度より、従来「システムセグメント」に分類していた「セキュリティ商品類、その他ソリューション商品類、カスタマ・サービス商品類」の3区分を「リテールソリューション商品類、オフィスソリューション商品類、グローバル商品類、サービス&サポート商品類」の4区分に分類しております。これは、市場を軸に区分するとともに、これまで「カスタマ・サービス商品類」に集約されていた商品の構築・設置工事を、それぞれ「リテールソリューション商品類・オフィスソリューション商品類」に区分し、保守・運用管理・MSPなどのストックビジネスを「サービス&サポート商品類」に区分することが、経営管理の実態をより適正に表示するものと、判断したことによるものであります。

なお、これらの変更に伴い、「デバイスセグメント」に分類していた産機商品類の一部の事業を、「システムセグメント」に分類しております。



### 【システムセグメント】

システムセグメントの売上高は、前期比0.9%増の125億64百万円、営業利益は前期比38.4%減の4億51百万円となりました。

リテールソリューション商品類では、商品監視システムやCCTVの販売が伸び悩んだことなどから、売上高は前期比6.8%減の34億64百万円となりました。

オフィスソリューション商品類は、データセンター向け入退室管理システムの販売及びRFIDシステムの販売が好調に推移したことなどから、売上高は前期比6.2%増の38億24百万円となりました。

グローバル商品類は、タイの高度防火システムの売上が昨年度に受注した大型案件などの受注済み案件が順調に推移したものの、継続的な原油価格の低迷や石油化学製品需要の鈍化で新規プラント建設が停滞していることにより減速したことなどから、売上高は前期比2.1%減の31億53百万円となりました。

サービス&サポート商品類は、クラウド型無線LANのストックビジネスが堅調に推移したことなどから、売上高は前期比10.8%増の21億22百万円となりました。

### 【デバイスセグメント】

デバイスセグメントの売上高は、前期比8.2%増の80億51百万円、営業利益は前期比31.5%増の3億36百万円となりました。

電子商品類では、オートモティブ市場や通信機器向け電子部品が好調に推移したことなどから、売上高は前期比10.7%増の36億73百万円となりました。

産機商品類では、自動車内装向け製品や住宅設備向け製品の販売が好調に推移したことなどにより、売上高は前期比6.2%増の43億77百万円となりました。

## 2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

## 3. 資金調達の状況

当社は、株式会社みずほ銀行と5億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

## 4. 対処すべき課題

当社グループは、2019年5月17日に公表した中期経営計画2019-2021「変革へのチャレンジ～Next Stage to 70th」のもと、企業価値を高め、事業成長を実現するために次の課題に取り組んでまいります。

- (1) 付加価値による競争力強化と収益力向上
- (2) 新規ビジネスによる収益基盤の創出
- (3) 事業構造改革と生産性向上

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第66期 (2017年3月期)	第67期 (2018年3月期)	第68期 (2019年3月期)	第69期 (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	19,037	19,570	19,894	20,616
経 常 利 益 (百万円)	700	706	1,086	885
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	279	130	491	190
1株当たり当期純利益 (円)	29.66	14.02	53.53	21.40
総 資 産 (百万円)	18,561	18,566	18,883	18,556
純 資 産 (百万円)	13,834	13,958	13,766	13,584

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

2. 各期の損益の状況は以下のとおりであります。

- (1) 第66期は、システムセグメントが好調に推移しましたが、デバイスセグメントの売上高減少の影響により減収となりました。損益については売上総利益率の改善や販売費及び一般管理費削減に努めたこと、さらに為替差益が発生したことから増益となりました。
- (2) 第67期は、システムセグメントが伸長したことなどから、増収となりました。損益につきましては、販売費及び一般管理費削減に努めたものの、減損損失を計上したことなどから減益となりました。
- (3) 第68期は、システムセグメントの販売が好調であったことから、増収となりました。損益につきましては、売上総利益率の改善や販売費及び一般管理費削減に努めたことから増益となりました。
- (4) 第69期は、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

## 6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当議決権比率	主要な事業内容
マイティキューブ株式会社	100百万円	100%	R F I D関連機器及びI Cタグ、セキュリティシステムの開発・製造及び販売
高千穂コムテック株式会社	80百万円	100%	メーリングシステムの輸出入、販売及び保守
TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED	715千香港ドル	100%	電子部品、機構部品及びセキュリティ機器の販売
提凱貿易(上海)有限公司	4,270千人民元	100%	電子部品及び機構部品の販売
Takachiho Fire, Security&Services (Thailand) Ltd.	334百万タイバーツ	100%	セキュリティシステム、防火システムの輸入及び販売
Guardfire Limited	20百万タイバーツ	100%	高度防火システムの設計、販売
Guardfire Singapore Pte. Ltd.	2,600千シンガポールドル	100%	高度防火システムの設計、販売
Takachiho America, Inc.	200千米ドル	100%	機構部品の販売、商品及び事業リサーチ

- (注) 1. 提凱貿易(上海)有限公司は、TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITEDの100%出資の子会社であり、議決権比率は間接所有であります。
2. Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.の議決権比率は、当社子会社であるTK Thai Holdings Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。
3. Guardfire Limitedの議決権比率は、当社子会社であるTK Fire Fighting Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。

## 7. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社10社、関連会社1社及び非連結子会社1社の合計13社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売、ならびに据付・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

当社グループの事業における商品類の位置付け及びセグメントと商品類の関連は次のとおりであります。

### <システムセグメント>

#### (リテールソリューション商品類)

商品監視システム・映像監視システム（監視カメラ・監視映像記録装置）・セキュリティタグ等のセキュリティ機器及び入店カウンターなど販売支援や省人化対策を目的とした店舗管理機器のシステム設計・販売、設置、システム全般の運用支援サービスなどを行っており、ショッピングセンターなどの大型店舗からドラッグストアなどの小型店舗に至る小売・流通業全般の幅広い顧客層に販売しております。

#### (オフィスソリューション商品類)

入退室管理システムやネットワーク関連機器（クラウド型無線LANシステム等）及び商品監視・映像監視等のセキュリティに関するコンサルティングやシステム設計、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、郵送物の封入封緘を行うメールインサーティングシステム（封入封緘機）など、最新エレクトロニクス技術応用システムの機器の設計・構築及び設置・販売等をオフィスビル・データセンター・工場などの企業関連施設に向けて行っております。

#### (グローバル商品類)

高度防火システムの設計・構築及び機器の設置・販売を、オフィスビルや商業施設、ならびに発電エネルギー関連プラント、天然ガス・石油化学工業プラントなどに向けて行っております。

#### (サービス&サポート商品類)

システムセグメントで取扱う各商品類の保守・システム運用受託（アウトソーシング）、及び運用監視サービス・MSPサービスを行っております。

また、迅速な対応によりCS向上を図るため、24時間365日対応サービスを用意し、全国300ヶ所のサービス拠点より提供しております。

## <デバイスセグメント>

### (電子商品類)

アナログICを中心とする各種半導体や、シリコンマイクなどのセンサー、電子部品に関する販売及びコンサルティング（電子機器設計支援）を行っております。産業用エレクトロニクス機器、I P - P B X（構内交換機）やスマートフォン等の情報通信機器など、広範な分野で使われております。

### (産機商品類)

スライドレール・ガススプリング・昇降システムなど安全性、利便性、快適性を向上する機構部品の販売及びコンサルティングを行っております。主に金融機関やコンビニエンスストアなどのATM等の開閉・引出・安全機構（スライドレール・ガススプリング・キー）、システムキッチン引出・昇降機構（スライドレール・昇降システム）、コピー機の給紙機構（スライドレール・ダンパー）などに使われております。

セグメントと商品類との関連を表にすると、次のとおりであります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社
システム		
リテールソリューション商品類	商品監視システム（万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等）、映像監視システム等のシステム設計、販売、各種システム設計・設置	当社
		マイティキューブ(株)
オフィスソリューション商品類	入退室管理システム、映像監視システム、ネットワーク関連機器（クラウド型無線LANシステム等）、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、メールインサーティングシステム（封入封緘機）等の販売、各種システム設計・設置	当社
		マイティキューブ(株)
		高千穂コムテック(株)
グローバル商品類	高度防火システム等の販売・設計・構築・設置	Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.
		Guardfire Limited
		Guardfire Singapore Pte.Ltd.
サービス&サポート商品類	システムセグメントの各商品類に関するシステム保守・システム運用受託（アウトソーシング）・運用監視サービス・MSPサービス	当社
		高千穂コムテック(株)
デバイス		
電子商品類	各種半導体（アナログICなど）、センサー（シリコンマイクなど）、電子部品の販売	当社
		TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED
		提凱貿易（上海）有限公司
		ジェイエムイー(株)
産機商品類	スライドレール、ガススプリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等の販売	当社
		TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED
		提凱貿易（上海）有限公司
		Takachiho America, Inc.

- (注) 1. ジェイエムイー株式会社は、持分法適用会社であります。  
2. 商品・専門語等用語について  
(1) セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。  
(2) クラウド型無線LANシステム：インターネット上で無線LANの接続ポイントの管理ができるシステム。  
(3) RFIDタグ：商品情報を記憶した微小なICチップとアンテナを組み込んだ特殊なタグ。  
(4) 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。  
(5) スライドレール：ボールベアリングを組み込んだ金属製のレールで、小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。  
(6) ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの。  
(7) ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

## 8. 主要な事業所（2020年3月31日現在）

### (1) 当社

- ① 本社 東京都新宿区
- ② 支店  
大阪支店 大阪府大阪市北区  
名古屋支店 愛知県名古屋市中村区
- ③ 営業所  
札幌営業所 北海道札幌市中央区  
九州営業所 福岡県福岡市博多区

### (2) マイティキューブ株式会社

本社 東京都中央区

### (3) 高千穂コムテック株式会社

本社 東京都新宿区

### (4) Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.

本社 タイ バンコク

### (5) TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED

本社 中国 香港

### (6) 提凱貿易（上海）有限公司

本社 中国 上海

### (7) Guardfire Limited

本社 タイ バンコク

### (8) Guardfire Singapore Pte.Ltd.

本社 シンガポール

### (9) Takachiho America, Inc.

本社 米国 イリノイ州

## 9. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
システム	383
デバイス	63
全社共通	60
合計	506

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
216名	△5名	39.7歳	15.1年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者32名を含んでおりません。

## 10. 主要な借入先

借入残高はありません。



## II 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,171,800株 (うち自己株式1,266,058株)
3. 単元株式数 100株
4. 株 主 数 17,109名

### 5. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ ー ス グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	804,000株	9.02%
セ コ ム 株 式 会 社	450,000	5.05
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,600	3.37
株 式 会 社 マ ー ス ト ー ケ ン ソ リ ュ ー シ ョ ン	265,000	2.97
高 千 穂 交 易 従 業 員 持 株 会	240,390	2.69
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	230,900	2.59
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	216,000	2.42
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	201,800	2.26
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	200,000	2.24
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL N O N T R E A T Y - P B	168,000	1.88

(注) 1.当社は、自己株式1,266,058株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式数を控除して算出し、小数第3位以下を切捨てて表示しております。

2.上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、230,900株であります。

3.上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、200,700株であります。

### 6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

- (1) 新株予約権の数  
第11回新株予約権 960個  
第10回新株予約権 225個  
第9回新株予約権 48個
- (2) 目的となる株式の種類及び数  
第11回新株予約権 普通株式 96,000株 (新株予約権1個あたり100株)  
第10回新株予約権 普通株式 22,500株 (新株予約権1個あたり100株)  
第9回新株予約権 普通株式 72,000株 (新株予約権1個あたり1,500株)
- (3) 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第11回(1,113円)	2021年8月1日 ~2024年7月31日	420個	2名
社外取締役	第11回(1,113円)	2021年8月1日 ~2024年7月31日	60個	1名
社外監査役	第10回(1,124円)	2019年8月1日 ~2022年7月31日	60個	1名
取締役(社外取締役を除く。)	第9回(1,153円)	2017年8月1日 ~2020年7月31日	12個	3名
社外取締役	第9回(1,153円)	2017年8月1日 ~2020年7月31日	4個	1名

#### 2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

- (1) 対象者の人数  
当社従業員31名
- (2) 発行した新株予約権の数  
540個
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
普通株式54,000株 (新株予約権1個あたり100株)
- (4) 新株予約権の発行価額  
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
- (5) 新株予約権の行使価額  
1個あたり111,300円 (1株当たり1,113円)

(6) 新株予約権の行使期間

2021年8月1日から2024年7月31日まで

(7) その他新株予約権の行使条件

①各新株予約権の一部行使はできないこととする。

②新株予約権の第三者への譲渡、質入、その他一切の処分は認めないものとする。

③新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を承継し、行使することができる。また、新株予約権者が当社の役員または従業員の地位を有さなくなった場合にも新株予約権を行使することができる。ただし、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び権利行使期間等について制限がなされ、または新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。

④上記の他、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定める。

**3. その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## IV 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
井出 尊信	代表取締役社長	
小原 敬一	取締役	
平田 嘉昭	取締役	
植松 昌澄	取締役	
辰己 一道	取締役	
和佐野 哲男	取締役	
鶴岡 通敏	取締役	日本金属株式会社 社外監査役
横戸 憲一	常勤監査役	
大塚 康徳	監査役	弁理士 大塚国際特許事務所 所長
千葉 彰	監査役	公認会計士
木崎 孝	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役 和佐野哲男及び鶴岡通敏の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 大塚康徳、千葉彰、木崎孝の各氏は社外監査役であります。
3. 取締役 和佐野哲男、鶴岡通敏及び監査役 大塚康徳、千葉彰、木崎孝の各氏は、当社の大株主、主要な取引先等の出身者には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 鶴岡通敏及び監査役 大塚康徳の両氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役 千葉彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役 小海正勝及び石原良一の両氏は、2019年6月26日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
7. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入しております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当業務
井出 尊信	社長執行役員	
小原 敬一	執行役員	グループ事業推進室長
平田 嘉昭	執行役員	デバイス事業本部長、名古屋支店担当
植松 昌澄	執行役員	管理本部長
辰己 一 道	執行役員	システム事業本部長
高山 博喜	執行役員	大阪支店長、事業開発室長
千葉 芳久	執行役員	高千穂コムテック株式会社代表取締役社長

## 2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	109,704千円 (13,166千円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (5名)	30,177千円 (14,456千円)
合計	13名	139,881千円

- (注) 1. 上記支給額には、2017年7月21日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして社外監査役1名に付与した新株予約権56千円、ならびに、2019年7月19日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役3名(うち社外取締役1名)に付与した新株予約権2,130千円を含んでおります。
2. 上記支給額には、2019年6月26日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役 小海正勝及び石原良一の両氏への支給分を含めております。
3. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
和佐野 哲男	社外取締役	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
鶴岡 通敏	社外取締役	当事業年度開催の取締役会15回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
大塚 康德	社外監査役	当事業年度開催の取締役会15回の全て、監査役会17回のうち16回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
千葉 彰	社外監査役	2019年6月26日就任後開催の取締役会11回の全て、監査役会13回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
木崎 孝	社外監査役	2019年6月26日就任後開催の取締役会11回の全て、監査役会13回の全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。

#### (2) 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

## V 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

45,030千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

45,030千円

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 4. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED、提凱貿易（上海）有限公司、Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.、Guardfire Limited、Guardfire Singapore Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

## VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループC S R憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
    - ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
    - ③ 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にC S R推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
    - ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
    - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。
  - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）を適切に保存・管理する。
    - ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
    - ③ 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。
  - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
    - ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク（不確実性）に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。
  - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
    - ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。
    - ③ 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。



- ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。
- (5) **当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の重要事項については、当社への報告または承認手続きを行う。また、子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
- ② 「危機管理規程」にもとづき、当社社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
- ③ 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
- ④ 「高千穂交易グループC S R憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役がその職務の執行に必要とした場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
- ② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
- ② 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
- ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ④ 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
- (8) **その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
- ② 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

## <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社は、取締役会で決議した上記「業務の適正を確保するための体制」に沿って各種社内規程を整備し研修・勉強会等を通じてその周知・徹底を図るとともに、各種委員会を開催し当該体制の整備・運用を進めております。また各種委員会の実施状況を定期的に取締役会に報告しております。

グループ会社につきましては、「関係会社管理規程」に基づき重要事項の報告または承認手続を行うとともに定期的に事業計画の進捗状況を確認する会議を開催しております。

また、当社グループのリスクを一元的に管理し対処するため、危機管理委員会及びコンプライアンス委員会を四半期に各1回ずつ開催するとともに、年1回、「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」に関して、グループ全社・当社全部門を対象とした遵守確認を行っております。

なお、環境・品質管理・情報セキュリティに関しては、当社が第三者認証を取得しているISOの枠組を適切に運用しております。

当事業年度におきましては、近年頻発する自然災害や、新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため、出社困難時の事業継続体制の見直しに取り組み、本社等の拠点で原則全社員を対象にテレワークによる在宅勤務を実施しました。

内部監査部門は、引続き当社ならびに国内外のグループ会社について、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門及び経営層、監査役にフィードバック報告しております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2007年11月6日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入して以降、当社第57回、第59回、第61回、第63回、第65回及び第67回定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、これを運用してまいりましたが、上記対応策の有効期間が本総会終結の時までとなっていることから、本総会第4号議案において、その継続の可否を株主の皆様にお諮りしております。詳細は、末尾の株主総会参考書類42ページ以下をご参照ください。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,236,391</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,174,563</b>
現金及び預金	6,199,937	支払手形及び買掛金	2,591,619
受取手形及び売掛金	6,720,253	未払法人税等	241,627
商品及び製品	2,597,619	賞与引当金	235,159
原材料	108,440	役員賞与引当金	1,895
その他	732,516	本社移転費用引当金	82,858
貸倒引当金	△122,375	その他	1,021,403
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,319,928</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>797,077</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>299,786</b>	長期未払金	35,326
建物及び構築物	12,478	退職給付に係る負債	729,983
土地	117,431	その他	31,768
その他	169,876	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,971,641</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>147,376</b>	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
ソフトウェア	116,438	<b>株 主 資 本</b>	<b>13,537,929</b>
電話加入権	11,133	資本金	1,209,218
その他	19,805	資本剰余金	1,172,239
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,872,765</b>	利益剰余金	12,388,070
投資有価証券	925,241	自己株式	△1,231,598
繰延税金資産	307,142	その他の包括利益累計額	36,931
その他	640,528	その他有価証券評価差額金	204,295
貸倒引当金	△147	為替換算調整勘定	△165,108
<b>資 産 合 計</b>	<b>18,556,320</b>	退職給付に係る調整累計額	△2,256
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>9,817</b>
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>0</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,584,678</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>18,556,320</b>

## 連結損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,616,194
売 上 原 価		15,494,250
売 上 総 利 益		5,121,944
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,333,801
営 業 利 益		788,142
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	24,891	
為 替 差 益	42,797	
受 取 保 険 金	18,147	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,675	
償 却 債 権 取 立 益	2,894	
そ の 他 営 業 外 収 益	10,715	101,122
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,301	
支 払 手 数 料	2,125	
そ の 他 営 業 外 費 用	356	3,782
経 常 利 益		885,482
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	67,899	
新 株 予 約 権 戻 入 益	180	68,079
特 別 損 失		
減 損 損 失	282,251	
固 定 資 産 除 却 損	1,084	
本 社 移 転 費 用	82,858	366,193
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		587,369
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	425,032	
法 人 税 等 調 整 額	△28,261	396,770
当 期 純 利 益		190,598
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		190,598

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,209,218	1,172,244	12,411,209	△1,231,579	13,561,092
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△213,738		△213,738
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			190,598		190,598
自己株式の取得				△23	△23
自己株式の処分		△5		5	-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	△5	△23,139	△18	△23,163
当 期 末 残 高	1,209,218	1,172,239	12,388,070	△1,231,598	13,537,929

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	266,851	△55,828	△11,132	199,890	5,524	0	13,766,508
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				-			△213,738
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				-			190,598
自己株式の取得				-			△23
自己株式の処分				-			-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△62,555	△109,280	8,876	△162,958	4,293		△158,665
当 期 変 動 額 合 計	△62,555	△109,280	8,876	△162,958	4,293	-	△181,829
当 期 末 残 高	204,295	△165,108	△2,256	36,931	9,817	0	13,584,678

## 連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 …10社
- 連結子会社の名称 …マイティキューブ株式会社  
高千穂コムテック株式会社  
TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED  
提凱貿易(上海)有限公司  
Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.  
Guardfire Limited  
Guardfire Singapore Pte.Ltd.  
TK Thai Holdings Co.,Ltd.  
TK Fire Fighting Co.,Ltd.  
Takachiho America, Inc.

#### ② 非連結子会社の状況

- 非連結子会社の名称 …TKTEC株式会社
- 小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法の適用会社の名称…ジェイエムイー株式会社
- ② 持分法を適用していない非連結子会社の名称  
…TKTEC株式会社

小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED、提凱貿易(上海)有限公司及びTakachiho America, Inc.の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

…連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの

…総平均法による原価法を採用しております。

###### (ロ) たな卸資産

…主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

##### ② 固定資産の減価償却の方法

###### (イ) 有形固定資産

(リース資産を除く)

…当社及び一部の連結子会社の工具、器具及び備品は定額法、当社の建物及び構築物ならびに一部の連結子会社の有形固定資産は定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

また2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

###### (ロ) 無形固定資産

…定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

###### (ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③ 引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 …従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (ハ) 役員賞与引当金 …役員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (ニ) 本社移転費用引当金 …当社の本社移転に備えるため、将来の支払見込額のうち当連結会計年度の特別損失として負担する額を計上しております。

### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

…従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

### ⑤ 外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

…外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。



⑥ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

…当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

⑦ 消費税等の会計処理

…消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

…のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（8年）にわたって均等償却しております。

2. 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

一部の国内連結子会社は、有形固定資産（工具、器具及び備品）の減価償却方法について、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度の期首より定額法に変更しております。

この変更は、開発に重点を置く国内連結子会社の経営戦略の転換を機に、当社グループの減価償却方法の統一及び適正な期間損益計算の観点から、有形固定資産の減価償却方法について再検討した結果、経済的実体をより適切に反映する合理的な方法であると判断するに至りました。

この変更により、従来の方と比較して、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が4,685千円増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額…

979,687千円

#### 4. 連結損益計算書に関する注記

##### (1) 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
－	その他	のれん	245,975
タイ	事業用資産	建物及び構築物・ その他有形固定資産・ ソフトウェア	14,279
アメリカ	事業用資産	その他有形固定資産・ ソフトウェア	3,142
東京	遊休資産	その他有形固定資産	8,074
群馬県吾妻郡嬭恋村 他5件	遊休資産	土地	10,777
合計			282,251

##### ① 減損損失を認識するに至った経緯

Guardfire Limited(タイ)及びGuardfire Singapore Pte. Ltd. (以下Guardfire社) は、昨年度に受注した大型案件などの受注済み案件が順調に推移したものの、継続的な原油価格の低迷や石油化学製品需要の鈍化で新規プラント建設が停滞していることにより、売上高及び利益面において著しい影響を受けております。これらにより、計画未達成の状況にあることから、Guardfire社の将来の回収可能性を慎重に検討した結果、のれん等の固定資産残高全額を減損損失として計上しております。

なお、Takachiho America,Inc. (アメリカ) におきましても、売上高及び利益面において、計画未達成の状況にあることから、同様に固定資産残高全額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産(土地) について減損損失を計上すると共に、2020年5月に予定している本社移転に伴い、事業の用に供しないと見込まれる備品等の有形固定資産については、固定資産残高全額を減損損失を計上しております。

② 減損損失の金額

種類別の内訳は下記の通りです。

種類	金額 (千円)
建物及び構築物	25
その他有形固定資産 (工具器具及び備品・車両)	16,720
土地	10,777
ソフトウェア	8,751
のれん	245,975
合計	282,251

③ 資産のグルーピング方法

当社グループは、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

上記の遊休資産（土地）を除く固定資産については、将来の回収可能価額を使用価値により測定しております。なお、遊休資産（土地）の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基礎とし、固定資産評価額を用いて合理的な調整を行い、算出しております。

(2) 本社移転費用に関する注記

本社移転費用は、2020年5月に予定される当社の本社移転に伴うものであり、主な内容は、現在入居中のオフィスビルに係る原状回復費用見積額のうち当社が適正と考える見積額を超過する部分、及び本社移転後の旧本社家賃等であります。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

10,171,800株

- (2) 配当に関する事項

### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	106,869	12円00銭	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月5日 取締役会	普通株式	106,868	12円00銭	2019年9月30日	2019年12月5日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	106,868	12円00銭	2020年3月31日	2020年6月26日

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

94,500株

## 6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、商社活動を行うために必要な資金は手許資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に従い軽減を図っております。為替の変動リスクについては、外国為替取扱要領に従い実需取引に基づき為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、取引先企業に関連する株式であります。市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	6,199,937	6,199,937	—
②受取手形及び売掛金	6,720,253	6,720,253	—
③投資有価証券 其他有価証券	515,250	515,250	—
④支払手形及び買掛金	(2,591,619)	(2,591,619)	—

(※) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 409,991千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,524円28銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	21円40銭

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,832,514</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,526,244</b>
現金及び預金	4,146,931	支払手形	31,012
受取手形	298,230	電子記録債務	230,008
電子記録債権	590,479	買掛金	1,939,106
売掛金	3,473,287	未払金	241,028
商品及び製品	1,657,945	未払法人税等	215,500
前払費用	632,073	前受金	518,628
その他流動資産	48,828	賞与引当金	170,133
貸倒引当金	△15,261	本社移転費用引当金	82,858
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,676,513</b>	その他流動負債	97,968
<b>有形固定資産</b>	<b>273,026</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>574,414</b>
建物	1,363	長期未払金	35,326
構築物	7,571	退職給付引当金	498,946
工具、器具及び備品	135,480	関係会社事業損失引当金	21,543
土地	117,431	預り保証金	18,598
建設仮勘定	11,180	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,100,659</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>123,900</b>	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	8,161	<b>株 主 資 本</b>	<b>14,194,254</b>
施設利用権	1,020	資本金	1,209,218
ソフトウェア	96,078	資本剰余金	1,174,398
ソフトウェア仮勘定	18,640	資本準備金	1,171,672
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,279,586</b>	その他資本剰余金	2,726
投資有価証券	873,351	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>13,042,236</b>
関係会社株式	5,567,288	利益準備金	198,875
関係会社長期貸付金	62,676	その他利益剰余金	12,843,361
会員権	11,075	別途積立金	9,395,000
敷金・保証金	529,553	繰越利益剰余金	3,448,361
繰延税金資産	241,147	<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,231,598</b>
長期未収入金	56,485	評価・換算差額等	204,295
その他投資	833	その他有価証券評価差額金	204,295
貸倒引当金	△62,823	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>9,817</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>18,509,027</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,408,368</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>18,509,027</b>

## 損 益 計 算 書

( 2019年 4月 1日から  
2020年 3月 31日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		15,402,157
売 上 原 価		11,742,245
売 上 総 利 益		3,659,912
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,848,006
営 業 利 益		811,906
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	90,761	
為 替 差 益	42,594	
受 取 保 険 金	18,147	
そ の 他 営 業 外 収 益	4,361	155,865
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	790	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	28,991	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	△16,800	
そ の 他 営 業 外 費 用	2,481	15,463
経 常 利 益		952,308
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	67,899	
新 株 予 約 権 戻 入 益	180	68,079
特 別 損 失		
減 損 損 失	18,852	
固 定 資 産 除 却 損	1,084	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	60,275	
本 社 移 転 費 用	82,858	163,070
税 引 前 当 期 純 利 益		857,317
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	340,396	
法 人 税 等 調 整 額	△58,243	282,152
当 期 純 利 益		575,165

## 株主資本等変動計算書

( 2019年 4月 1日から  
2020年 3月 31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,209,218	1,171,672	2,731	198,875	9,395,000	3,086,933
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△213,738
当 期 純 利 益						575,165
自己株式の取得						
自己株式の処分			△5			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	△5	-	-	361,427
当 期 末 残 高	1,209,218	1,171,672	2,726	198,875	9,395,000	3,448,361

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△1,231,579	13,832,851	266,851	5,524	14,105,227
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△213,738			△213,738
当 期 純 利 益		575,165			575,165
自己株式の取得	△23	△23			△23
自己株式の処分	5	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△62,555	4,293	△58,262
当期変動額合計	△18	361,403	△62,555	4,293	303,141
当 期 末 残 高	△1,231,598	14,194,254	204,295	9,817	14,408,368



## 個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び …総平均法による原価法を採用しております。

関連会社株式

② その他有価証券

時価のあるもの …事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

時価のないもの …総平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価 …移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく基準及び評価方法 簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物 …定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

また2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

工具、器具及び備品 …定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 2年～20年

また2007年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ② 無形固定資産 …定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数（３年）によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。
- ② 賞与引当金 …従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 …従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を発生年度の翌事業年度より費用処理しております。
- また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。
- ④ 関係会社事業損失引当金 …関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑤ 本社移転費用引当金…当社の本社移転に備えるため、将来の支払見込額のうち当事業年度の特別損失として負担する額を計上しております。
- (5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準…当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
- 退職給付に係る会計…退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。
- 消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	…	755,044千円
(2) 保証債務		
顧客への債務不履行に対する連帯保証		
Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.	…	174,685千円
Guardfire Limited	…	416,087千円
Guardfire Singapore Pte.Ltd.	…	47,249千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務…短期金銭債権		615,563千円
長期金銭債権		119,161千円
短期金銭債務		61,773千円

## 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	…	売上高	2,099,634千円
		仕入高	413,076千円
		営業取引以外の取引高	105,063千円

### (2) 減損損失

場所	用途	種類	金額 (千円)
東京	遊休資産	工具、器具及び備品	8,074
群馬県吾妻郡嬭恋村 他5件	遊休資産	土地	10,777
合計			18,852

当社は、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産（土地）について減損損失を計上すると共に、2020年5月に予定している本社移転に伴い、事業の用に供さないと見込まれる備品等の有形固定資産については、固定資産残高全額を減損損失として計上しております。なお、遊休資産（土地）の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基礎とし、固定資産評価額を用いて合理的な調整を行い、算出しております。

### (3) 関係会社株式評価損

Guardfire Singapore Pte.Ltd.（シンガポール）の株式の実質価額が低下していることを鑑み、関係会社株式評価損（60,275千円）を計上しております。

### (4) 本社移転費用

本社移転費用は、2020年5月に予定される当社の本社移転に伴うものであり、主な内容は、現在入居中のオフィスビルに係る原状回復費用見積額のうち当社が適正と考える見積額を超過する部分、及び本社移転後の旧本社家賃等であります。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数  
普通株式

1,266,058株

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

関係会社株式評価損	142,151千円
退職給付引当金	132,738千円
土地評価損	119,305千円
賞与引当金	51,040千円
有価証券評価損	31,233千円
本社移転費用引当金	24,857千円
商品評価損	16,429千円
その他	142,992千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産小計	660,747千円
評価性引当額	△356,893千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産合計	303,853千円

##### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	62,706千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金負債合計	62,706千円

<hr/>	<hr/>
繰延税金資産の純額	241,147千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Takachiho America,Inc.	所有 直接100.00%	役員の兼任、 機構部品の販 売、資金援助	機構部品の販 売(注)	215,275	売掛金	209,511
				運転資金の貸 付	24,179	関係会社長 期貸付金	62,676

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,616円77銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	64円58銭

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

高千穂交易株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永澤 宏 一 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 齊 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

高千穂交易株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永澤 宏 一 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 齊 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。



監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役 横 戸 憲 一 ㊟

社外監査役 大 塚 康 徳 ㊟

社外監査役 千 葉 彰 ㊟

社外監査役 木 崎 孝 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案：剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題と位置づけ、安定的な配当を行う方針に加え、業績に応じた利益配分を行うこととし、原則として当社普通株式1株につき年間24円を下限とし、連結配当性向40%以上とすることを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の水準に鑑み、年間配当については、誠に遺憾ながら、下限額である1株につき24円（連結配当性向40%以上）とし、既に中間配当として1株につき12円をお支払いしておりますので、期末配当については、以下のとおり、1株につき12円といたしたいと存じます。株主の皆様には、深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株につき金12円

配当総額 106,868,904円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案：取締役6名選任の件

取締役7名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役小原敬一氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	井出 尊信 (1969年3月8日生)	1994年4月 当社入社 2013年4月 当社システム事業本部ビジネスソリューション事業部長 2015年4月 当社執行役員システム事業本部ビジネスソリューション事業部長 2018年4月 当社常務執行役員営業統括 2018年6月 当社代表取締役社長 兼 社長執行役員(現任)	8,750株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 2018年6月に当社代表取締役社長に就任。当社における豊富な業務経験と経営全般における知見を当社経営に活かし、当社グループの経営全般をリードしていることから、引き続き取締役候補者といたしております。</p>			
2	平田 嘉昭 (1968年4月23日生)	1991年4月 当社入社 2008年4月 当社産機事業部長 2010年4月 当社執行役員産機事業部長 2014年4月 当社執行役員デバイス事業本部長 2014年6月 当社取締役 兼 執行役員デバイス事業本部長(現任)	15,600株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 2014年6月に当社取締役に就任。当社における豊富な業務経験と経営全般における知見を当社経営に活かし、当社グループのデバイス事業を統括していることから、引き続き取締役候補者といたしております。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
3	うえ まつ まさ ずみ 植 松 昌 澄 (1960年6月30日生)	1983年4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行 2005年5月 株式会社みずほフィナンシャルグループ主計部参事役 2009年4月 みずほ信託銀行株式会社主計部長 2012年5月 当社入社 2013年4月 当社経営システム本部長 2014年4月 当社執行役員経営システム本部長 2014年6月 当社取締役 兼 執行役員経営システム本部長 2016年4月 当社取締役 兼 執行役員管理本部長（現任）	10,600株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;            2014年6月に当社取締役に就任。財務・会計分野及び国内外のガバナンス全般における豊富な業務経験と経営全般における知見を当社経営に活かし、当社グループの経営管理を担っていることから、引き続き取締役候補者としたしております。</p>			
4	たつ み いち どう 辰 己 一 道 (1970年4月11日生)	1991年4月 当社入社 2013年4月 株式会社S-Cube（現 マイティキューブ株式会社）代表取締役社長 2014年4月 当社執行役員 兼 株式会社S-Cube（現 マイティキューブ株式会社）代表取締役社長 2018年4月 当社執行役員システム事業本部長 2018年6月 当社取締役 兼 執行役員システム事業本部長（現任）	14,000株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;            2018年6月に当社取締役に就任。当社における豊富な業務経験と経営全般における知見を当社経営に活かし、当社グループのシステム事業を統括していることから、引き続き取締役候補者としたしております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
5	和 佐 野 哲 勇 (1947年5月3日生)	<p>1970年 4月 日本電信電話公社（現：日本電信電話株式会社）入社</p> <p>1991年 7月 日本電信電話株式会社 情報通信研究所基本アーキテクチャ研究部長</p> <p>1997年 4月 同 理事情報通信研究所長</p> <p>2002年 6月 株式会社NTTエムイー常務取締役</p> <p>2005年 6月 NTTアドバンステクノロジー株式会社常勤監査役</p> <p>2006年 4月 早稲田大学政治経済学術院客員教授</p> <p>2009年 6月 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学特任教授</p> <p>2014年 6月 当社社外取締役（現任）</p>	2,500株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>2014年6月に当社社外取締役に就任。企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			
6	つる おか みち とし 鶴 岡 通 敏 (1953年11月10日生)	<p>1978年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2002年 4月 株式会社みずほ銀行川崎中央支店長</p> <p>2003年 7月 同社支店業務第四部長</p> <p>2004年 5月 同社業務部支店業務第五ユニット担当部長</p> <p>2006年 3月 同社執行役員業務部支店業務第一ユニット担当部長</p> <p>2007年 4月 同社執行役員支店業務部支店業務第一ユニット担当部長</p> <p>2008年 4月 同社常務執行役員</p> <p>2009年 4月 株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント取締役副社長</p> <p>2014年 6月 株式会社第一興商常勤監査役</p> <p>2018年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2018年 6月 日本金属株式会社社外監査役（現任）</p>	1,000株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt;</p> <p>2018年6月に当社社外取締役に就任。企業経営及び企業監査における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っていることから、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和佐野哲男、鶴岡通敏の両氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 鶴岡通敏氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
4. 和佐野哲男氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 鶴岡通敏氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第32条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めております。これに基づき、社外取締役である和佐野哲男、鶴岡通敏の両氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は以下のとおりであります。

当社と社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。



### 第3号議案：監査役1名選任の件

監査役 大塚康徳氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
おお つか やす のり 大塚 康徳 (1945年4月14日生)	1970年3月 当社入社 1972年12月 弁理士登録 1973年1月 高千穂パロース株式会社(現 日本ユニシス株式会社) 転籍 1974年3月 同社退社 1974年4月 大塚国際特許事務所開設 所長(現任) 1995年4月 日本弁理士会 日米特許実務委員会委員長 1997年4月 日本弁理士会 常議員 2002年2月 日本ライセンス協会 理事 2004年2月 日本ライセンス協会 副会長 2011年1月 LES International Consumer Product 委員会 副委員長 2016年6月 当社社外監査役(現任)	1,400株
<社外監査役候補者とした理由> 2016年6月に当社社外監査役に就任。自ら経営する国際特許事務所の所長弁理士としての豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的な視点から当社経営の監査を行っていることから、引き続き社外監査役候補者としたしております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大塚康徳氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 大塚康徳氏は、当社及び当社子会社の業務執行者(使用人)であったことがあります。
4. 大塚康徳氏の当社監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第43条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定めております。これに基づき、社外監査役である大塚康徳氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社と社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

#### 第4号議案：当社株式の大規模な買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2007年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ（文末注1）の議決権割合（文末注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）への対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入して以降、当社第57回、第59回、第61回、第63回、第65回及び第67回定時株主総会における株主の皆様のご承認を経て、これを運用してまいりましたが、本プランの有効期間は、2020年6月25日開催の当社第69回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、情勢の変化等も踏まえ、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして本プランについて更なる検討を進めてまいりました。その結果、2020年5月28日開催の当社取締役会において、本プランを継続することを決定いたしました。つきましては、本プランの継続につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの継続にあたり、一部文言の修正を行っておりますが、基本的なスキームについての変更はございません。

#### 1. 当社における企業価値ひいては株主共同の利益向上に関する取組み

##### (1) 企業理念と経営の基本姿勢

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来『創造』を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から68年を通して、「テクノロジーをとってお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信用を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

##### (2) 当社が独立系商社であり続ける理由

当社は、事業系列や他の資本系列に属さない独立系技術商社のメリットを企業活力とし、成長の原動力としてまいりました。当社が海外の有力メーカーと国内の有力顧客を結ぶことは、商社として当然の役割といえますが、独立が故に系列の制約から離れ、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達な先端商材・サービスの探求・調達ができ、ダイナミックな事業活動を行ってまいりました。これらの独立系技術商社

としての諸活動は、市場及び仕入先、顧客から広く信頼・支持され、今日の当社が誇る事業資源(取引先、人、もの、情報、技術など)を形成しており、将来に向けた成長の力があります。

(3) 当社の事業開拓及びサプライヤー

当社は事業開拓を得意とします。これは、当社の各事業のいずれも、先端商材・技術をいち早く日本の市場に紹介・提供してまいりましたが、先端でいち早い故に、先駆者として常に、販売体制から顧客支援体制、そして技術保守体制を自ら構築してまいりました。創業時の会計機や電子計算機をはじめとして、今日の事業である商品監視システムやネットワークシステム及びメーリングシステム、そしてデバイス事業など、多くの分野に亘り、特徴ある経営手法を築いてまいりました。

当社事業力の源泉は、独立系企業として、優れた人材と事業ノウハウを駆使して迅速かつ闊達に先端技術商材を開拓できることと、その活動を支える社風にあります。それ故に、今日までの厳しい事業環境を経て、当社が蓄積してまいりました各事業分野に熟練した人材や情報・技術ノウハウなどを使い、今後とも長期に亘り、海外の先端商材をいち早く市場に提供し続け、お客様の事業競争に貢献できるものと考えております。

加えて、当社は、調達先である海外の有力サプライヤーと日本市場を繋ぐ役割を十分果たすとともに、技術商社である当社が長きに亘り築いてまいりました独自の技術サポート体制は、お客様が信頼して先端商品・技術を導入していただける重要な評価要素であります。それ故に、有力サプライヤーは、前述いたしました当社独自の事業体制の活用やパートナー関係の継続を期待し、当社以外への契約継承や競業サプライヤー製品の取扱いの無い、強い取引関係を長年継続し、現在のパートナー関係を築いております。

この評価と信頼関係に裏打ちされた当社、そしてお客様、サプライヤーを結ぶ共栄関係は、当社が業界で優位性ある事業活動を維持拡大できた要因であるとともに、将来に向けた持続的な貢献も要請されております。これからも、より発展的な関係を構築することが、当社の企業価値向上に大きく貢献するものと考えております。

(4) 中期的な企業価値ひいては株主共同の利益向上への取組み

当社グループは、上述した事業体制を維持強化することが、独立系商社として当社が有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えます。

当社グループは、「安全・安心・快適」のコンセプトのもと、技術商社として豊富な実績と経験を活かした専門性の高いソリューションの提供とアジアを中心としたグローバル事業の推進により、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR（企業の社会的責任）」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

## 2. 本プランの基本的な考え方

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動・経済の活性化を否定するものではありません。当社は上場会社として、大規模買付行為が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、当社に対し、大規模買付行為又はこれに関する提案がなされた場合には、当社株主の皆様は、当該大規模買付者の事業内容、事業計画、さらには過去の投資行動等から、当該大規模買付行為又は提案の企業価値ひいては株主共同の利益への影響を慎重に判断する必要があると認識しています。そのためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、当社株主の皆様に必要な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うことなどの当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。そして、①大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しない場合、②あるいは遵守した場合でも、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかであるときや、企業価値ひいては株主共同の利益を損なうときには、当社取締役会として一定の措置を講ずる方針です。

なお、大規模買付行為の企業価値ひいては株主共同の利益への影響、ならびに本プランに基づく対抗措置の発動について、当社取締役会の判断の透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者等で構成する独立委員会を設置しております。「独立委員会規則の概要」は別紙1をご参照ください。本プラン継続時の独立委員会委員候補者の氏名及び略歴は別紙2のとおりであります。

## 3. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会は、大規模買付行為が、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という

ものです。大規模買付ルールの流れは以下のとおりです。

(1) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者は、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。その項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。)
- ③ 買付対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容(そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。))及びその算定根拠等を含みます。))及び買付資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))
- ④ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業計画
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社グループのお客様、サプライヤー、地域社会、従業員その他の当社グループに係る利害関係者に関する方針
- ⑥ 大規模買付者が当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合、独占禁止法や海外競争法に照らした大規模買付行為の適法性についての考え方
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」(当社所定書式により日本語を正本とします。)をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただくとともに、大規模買付ルールに従っていただく旨の誓約を記載していただきます。

当社取締役会は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。しかしながら、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、必要かつ十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

## (2) 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、

① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合には60日間

② 上記以外の大規模買付行為の場合には90日間

を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」(いずれも初日不算入)といいます。)として与えられるべきものと考えます。ただし、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長が必要なときは、最大30日間の延長ができるものとします。その場合、延長期間及び当該延長期間が必要な具体的な理由を大規模買付者等に通知するとともに、株主の皆様の開示いたします。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されることとなります。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見をとりまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下の要件のいずれかに該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、後記する新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権無償割当て等、会社法その他の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。対抗措置の発動は、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会がその時点で相当と認められるものを選択決定します。

具体的対抗措置として「新株予約権無償割当て」を行う場合の概要は、原則として別紙3記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

なお、今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応である

と考えます。

他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、企業価値ひいては株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、仮に当社取締役会が大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等に止め、原則として、対抗措置はとらないこととします。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、①大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合、②企業価値ひいては株主共同の利益を損なう場合であると、外部専門家等の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、4.(1)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や、企業価値ひいては株主共同の利益を損なう場合に該当するものと考えます。

① 次の(イ)から(ロ)までに掲げる行為等により企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(イ) 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

(ロ) 会社を一時的に支配して、会社の重要な事業や資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

(ハ) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(ニ) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

② 強圧的二段階買収(最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、ある

いは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

③ 大規模買付者による支配権取得により、お客様・サプライヤー・従業員・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

④ 買付の条件(対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付けの実現可能性、買付け後における当社のお客様・サプライヤー・従業員その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

### (3) 独立委員会の設置

本プランにおいて、大規模買付者に対して対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者・弁護士・公認会計士・学識経験者など有識者を対象として選任するものとします。なお、本プラン継続時の独立委員会委員候補者の氏名及び略歴は別紙2のとおりであります。

取締役会は、対抗措置発動の是非を決定するときは、独立委員会に対し諮問し、独立委員会の勧告を受けるものとします。

独立委員会は、当社取締役会から独立した組織とし、当社経営陣から独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントなど)から助言を受けたり、当社経営陣や従業員等から必要な情報について説明を求めたりしながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

### (4) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、対抗措置の発動に関する決議を行うものとしませんが、独立委員会が株主意思の確認を勧告した場合や対抗措置の発動に関して独立委員会の勧告に従うことが当社取締役の善管注意義務に鑑みて疑問があると判断する場合など、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様判断していただくべきと判断する場合には、株主の皆様意思を確認するために、実務的に可能な範囲で速やかに株主総会招集の決議をいたします。

この場合、当社取締役会は、当該株主総会における決議の結果に従って、対抗措置発



動に関する決議を行うものいたします。なお、当社取締役会が対抗措置発動に関する株主意思確認のための株主総会を招集することを決議した場合においては、速やかに当該事実及びその理由を開示いたします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会が対抗措置を講ずる決定をした後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、当社取締役会において、新株予約権無償割当てが決議され、又は新株予約権無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当て等の中止、又は新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日までの間は、無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 当社株主の皆様等に与える影響等

(1) 本プランの継続時に株主の皆様等に与える影響

本プラン継続時点においては、株主の皆様等の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。例えば、対抗措置等として想定する新株予約権無償割当て自体は行われません。

(2) 本プランによる対抗措置の発動により株主の皆様等に与える影響

本プランによる対抗措置の発動によって、当社株主の皆様等(大規模買付者を除きます。)が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

例えば、当社取締役会が対抗措置として新株予約権無償割当てを決議した場合には適時適切な開示を行います。この場合における新株予約権の無償割当対象者及び新株予約権の行使に必要な手続きは以下のとおりです。

なお、当社は、新株予約権無償割当ての基準日や新株予約権無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株

予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権無償割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

①新株予約権無償割当ての対象者

当社取締役会が対抗措置を発動し、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割当てられ、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

②新株予約権の行使の手続き

新株予約権者が新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に申込みをしていただくとともに、一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てをすることとなった際に、法令及び証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。ただし、大規模買付者及びその共同保有者ならびにそれらの特別関係者等は行使できません。

## 6. 本プランの有効期限及び廃止等

### (1) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2022年6月開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。当社取締役会は、その時点において本プランを継続することが適当と決定した場合には、その旨を速やかにお知らせし、当該定時株主総会において、株主の皆様は継続の可否をお諮りすることとしております。

なお、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本プランを随時見直していく所存です。

### (2) 本プランの廃止等

本プランはその有効期間中であっても、当社の株主総会又は取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によって、これを廃止させることができます。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本プランを修正若しくは廃止する場合があります。

## 7. 本プランの客観的合理性

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

### (2) 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、前述2.「本プランの基本的な考え方」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、前述6.(1)「本プランの有効期限等」にて記載したとおり、当社株主総会において承認可決の決議がなされることを条件として継続されるものです。また、前述6.(2)「本プランの廃止等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

### (4) 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールが発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する3名以上の委員により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、前述3.「大規模買付ルールの設定」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

前述4.「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、前述6.(2)「本プランの廃止等」にて記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1：特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとし、又は②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとし、

以 上

## 独立委員会規則の概要

### 1. 独立委員会の設置及び委員等

- (1) 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- (2) 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者・弁護士・公認会計士・学識経験者などの有識者、いずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
- (3) 独立委員会委員の任期は、2022年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとする。  
なお、当該独立委員会委員がなお選任要件を満たす場合は、当社取締役会は、所定の手続を経て、独立委員会委員として再任することができる。

### 2. 独立委員会の招集及び決議等

- (1) 独立委員会の各委員は、買付等がなされた場合等、いつでも独立委員会を招集することができる、互選で議長を決める。
- (2) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その全員一致をもってこれを行う。ただし、独立委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員の過半数の出席で足りるものとする。

### 3. 独立委員会の審議及び決定事項

独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
- (2) 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
- (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- (4) 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
  - ① 当該買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
  - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑤ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討
  - ⑥ 本プランの修正又は変更に係る事項
  - ⑦ その他本プランにおいて、独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧ 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができると定めた事項

#### 4. 追加情報等の提供要請

- (1) 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。
  - (2) 独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
5. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、必要な事項に関する説明を求めることができる。
  6. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントなど）の助言を得ること等ができる。

以 上

<別紙2>

独立委員会委員候補の略歴

和佐野哲男（わさのてつお）1947年5月3日生

- 1970年4月 日本電信電話公社（現：日本電信電話株式会社）入社
- 1991年7月 日本電信電話株式会社情報通信研究所基本アーキテクチャ研究部長
- 1997年4月 同 理事情報通信研究所長
- 2002年6月 株式会社NTTエムイー常務取締役
- 2005年6月 NTTアドバンステクノロジー株式会社常勤監査役
- 2006年4月 早稲田大学政治経済学術院客員教授
- 2009年6月 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学特任教授
- 2014年6月 当社社外取締役（現任）

（和佐野哲男氏は、本総会第2号議案における社外取締役候補者であります。）

千葉彰（ちばあきら）1953年9月11日生

- 1984年10月 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所
- 1989年3月 公認会計士登録
- 2000年8月 監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）社員
- 2007年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員
- 2015年6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退職
- 2015年7月 千葉公認会計士事務所代表（現任）
- 2017年4月 電力広域的運営推進機関監事（現任）
- 2019年6月 当社社外監査役（現任）

木崎孝（きさきたかし）1964年5月29日生

- 1991年4月 弁護士登録（兼子・岩松法律事務所入所）
- 2004年4月 東京女子医科大学非常勤講師
- 2007年9月 東京三弁護士会医療ADR仲裁人（現任）
- 2012年7月 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）あっせん委員（現任）
- 2013年4月 司法研修所教官（民事弁護）
- 2015年4月 最高裁判所司法修習委員会幹事
- 2016年11月 司法試験審査委員・司法試験予備試験審査委員（民事訴訟法担当）
- 2019年6月 当社社外監査役（現任）

以上



<別紙 3 >

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当条件  
当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除きます）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てます。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。
3. 割当てる新株予約権の総数及びその効力発生日
  - (1) 新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行済株式総数を上限として当社取締役会が定める数とします。
  - (2) 新株予約権の割当ての効力発生日は、当社取締役会で別途定めます。
4. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
新株予約権1個当たり1円以上とします。
5. 新株予約権の譲渡  
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。
6. 新株予約権の行使条件
  - ①大規模買付者、②その共同保有者、③前記①②の特別関係者等は新株予約権を行使することができません。
7. 新株予約権の行使期間  
新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定めた日を初日とし、1カ月間以上3カ月間以内の範囲で、新株予約権無償割当て決議において、当社取締役会が別途定めた期間とします。ただし、行使期間最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱い場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。
8. その他  
取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。

以上

<メ モ>

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都千代田区紀尾井町4番1号  
 ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階 「鶴東の間」  
 TEL (03) 3265-1111 (代)

## 交通

- ① 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線『永田町』駅（7番出口）から徒歩5分
- ② 東京メトロ丸ノ内線・銀座線『赤坂見附』駅（D:紀尾井町出口）から徒歩5分
- ③ 東京メトロ有楽町線『麴町』駅（2番出口）から徒歩6分
- ④ 東京メトロ丸ノ内線・南北線『四ツ谷』駅（1番出口）から徒歩12分
- ⑤ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅（赤坂口）から徒歩12分
- ⑥ JR総武線・中央線『四ツ谷』駅（麴町口）から徒歩12分



ホテルニューオータニ  
ザ・メイン



出発地点から株主総会  
会場までスマホが  
ご案内します。



スマートフォンで  
QRコードを  
読み取りください。  
目的地の入力は不要です！

お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。
2. お手荷物はクロークにお預けいただきますようお願い申し上げます。
3. 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

